



歯科検診の費用を健康ポイントで還元

歯科検診を受けた被保険者へ、健康ポイントを2,000ポイント還元します。申請方法（WEB限定）は下記の通り。お手元に保険証をご用意ください。既にインフルエンザ予防接種等でご利用実績がある方は、下段をご確認ください。

1 iBssポータルサイトにアクセスし初回認証を行います。【<https://ibss.jp/portal/signup.ibss>】

保険者指定コードに【社員番号】を入力し、記号・番号・生年月日・氏名（カナ）を入力してください。

初回認証

スマートフォンからでも！
Safari11以上、Chrome最新版

※印刷等、一部ご利用いただけない機能がございます

2 回目以降のログイン

2回目のログインでは登録いただいたIDとパスワードを入力いただけます。

URL : <https://ibss.jp/portal/>



2 ご自身のIDとパスワードを作成します。

ご自身でIDとパスワードを作成し、メールアドレスを入力してください。登録したアドレス宛に届く認証コードを入力すれば初回登録完了です。

<メールが届かない場合、以下の原因が考えられます。>

- ① 入力したメールアドレスが間違っている。
- ② 迷惑メールのフィルタでブロックされている。
⇒「kyocera-kenpo@ibss.jp」からメールが届くよう、受信設定を変更
- ③ (会社PCの場合) 外部メールの受信ができないように設定されている。
⇒ 外部受信の設定を変更いただくか、別のメールアドレスを登録してください。
- ④ 迷惑メールフォルダに届いている可能性がある。
⇒ フォルダ内の確認をお願いします。

登録完了



2 回目以降のログイン

2回目のログインでは、初回認証で登録いただいたIDとパスワードを入力。

URL : <https://ibss.jp/portal/>

「WEB申請」メニューをクリックしてWEB申請から入力。

歯科検診補助

補助金対象となる検査料

歯科検診を希望して受診した 1 日目（初診日）の窓口負担を補助金の対象とします。

- ※領収書（明細書）には、被保険者氏名、支払金額、内容（初診料算定等）、病院名（歯科）が記載されていること
- ※治療行為（例：歯垢・歯石除去等）が含まれていても対象
- ※歯ブラシ、デンタルフロス等の物品購入代は対象外
- ※年に1回限り、2,000ポイントの給付です

- ① 申請書（歯科検診補助）の「新規作成する」をクリック
- ② 「受診した日」「窓口負担額」を入力
- ③ 「明細書（領収書）」をアップロード
- ④ 「申請」ボタンをクリック

- ◆対象者：被保険者限定
- ◆受診期間：当年度4月1日～当年度3月31日
- ◆申請期限：当年度3月31日まで
- ◆ポイント付与：翌年度4月末頃
- 例：2023年8月受診→2023年9月申請→2024年4月末付与
- ◆「申請」後の状況は、「WEB申請」メニューより、確認できます。
- ◆健康ポイントは、京セラ健康保険組合ホームページに詳細を掲載しています →

